

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (情報政策課) 一四一
- 特定非営利活動法人設立の認証の申請 (生活振興課) 一四二
- 平成十三年度製菓衛生師試験の実施 (食品衛生課) 一四三
- 国土調査の成果の認証 (農地調整課) 一四四
- 土地改良区の役員の高任の届出 (土地改良指導課) 一四四
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 一四四
- 道営土地改良事業計画の決定 (土地改良指導課) 一四四
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一四四
- 土地改良事業の完了の届出 (土地改良指導課) 一四五
- 道営土地改良事業の完了 (土地改良指導課) 一四五
- 家畜伝染病の発生 (酪農畜産課) 一四五
- 特定第三号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認 (水産経営課) 一四六
- 定置漁業の漁場計画 (漁業管理課) 一四六
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 一四四
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一四四
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 一四五
- 基本測量の実施の通知 (建設部総務課) 一五五
- 土地収用法による事業の認定 (建設部総務課) 一五五
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 一五五
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課) 一五五
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (砂防災害課) 一五六
- 都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行 (都市環境課) 一五七
- 都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の事業計画の変更 (都市環境課) 一五八
- 公算型プロポーザルの実施 (情報政策課) 一五八
- 解体工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則 (建設情報課) 一五九

公告

支庁告示

告示

告示

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (道立教育研究所告示) 一六〇
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (道警察本部告示) 一六〇
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 一六〇

北海道告示第913号

次のおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年5月22日

北海道知事 堀 達也

1(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

情報系LAN機器(本庁・支庁等)の賃貸借 一式

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成13年4月2日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

イ 住所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(4) 随意契約に係る契約金額

134,288,280円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によつた理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総合企画部情報政策課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

情報系LAN機器(部出先機関等)の賃貸借 一式

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成13年4月2日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

随意契約の相手方の氏名及び住所

第1264号

報 告 公 報 北 興 刊 公 報

ア 氏 名 日本電子計算機株式会社
イ 住 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
(4) 随意契約に係る契約金額
101,125,836円
(5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
(6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

3(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
行政情報化基盤ネットワーク・行政情報コミュニケーションシステム及びインターネットの運用・保守管理業務 一式
(2) 随意契約の相手方を決定した日
平成13年4月2日
(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
イ 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
(4) 随意契約に係る契約金額
459,758,943円
(5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
(6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第914号
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成13年5月22日
北海道知事 堀 達 也

1(1) 申請のあった年月日 平成13年4月11日
(2) 特定非営利活動法人の名称 留萌福祉シクリエーションクラブ
(3) 代表者の氏名 尾崎 康平
(4) 主たる事務所の所在地 留萌市沖見町2丁目128番地
(5) 定款に記載された目的 この法人は、留萌支庁管内を中心とした地域住民に、いつでも、どこでも、誰もが気軽に参加できる福祉シクリエーション及びスポーツシクリエーションを普及することによって、地域住民、特に心身に障害を持つ人たち及び高齢者の心身の健康維持と、こどもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成13年4月12日
(2) 特定非営利活動法人の名称 コスモス会
(3) 代表者の氏名 鹿野 雪子
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区大通西10丁目4番地125 ライオンズマンション第5大通903号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ人も高齢の人たちも、一人一人の個性を尊重しながら、自立し、共に豊かで活力ある地域社会の構築に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成13年4月12日
(2) 特定非営利活動法人の名称 大人のエーデーエイチデーの会
(3) 代表者の氏名 白井 由佳
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市白石区栄通20丁目12番1 - 201号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、大人の注意欠陥多動障害（ADHD）に悩む人たちが、本来持つ能力を最大限生かして生活していくことができるよう、その実体を把握し、社会的認知度を広めることに寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成13年4月13日
(2) 特定非営利活動法人の名称 十勝グラウンディングトラス
(3) 代表者の氏名 林 光繁
(4) 主たる事務所の所在地 帯広市東1条南8丁目2番地 十勝毎日新聞社内

(5) 定款に記載された目的 この法人は、地球環境の保全、持続可能な地球環境の維持を理念とし、住民、企業、行政のパートナーシップによる地域環境の持続的な改善活動を推進し、もって地域の経済的・社会的発展に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成13年4月18日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 アスク生活支援センター
 (3) 代表者の氏名 倉谷 俊男
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市東区北24条東16丁目1番4号
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者さらに介護を必要としている家族の人たちが、住み慣れた地域で、安心して豊かな生活を送ることができる地域介護福祉に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成13年4月18日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 オーク会
 (3) 代表者の氏名 安達 克己
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市白石区平和通15丁目北16番17号 コミュニティハウス白石内
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、精神障害を抱える人達が地域で当たり前に生活していくことを支援し、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行い、精神障害を抱える人達への福祉増進に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成13年4月23日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 女性懇話会ウイシユ
 (3) 代表者の氏名 日下部恵子
 (4) 主たる事務所の所在地 留萌市見晴町6丁目98番地
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者が住み慣れた地域で、心豊かに生き甲斐をもって暮らすためのさまざまな支援を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成13年4月23日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 現代和装教育協会

(3) 代表者の氏名 池畑千ル子
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市西区山の手3条2丁目5番5号
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、日本国民、北海道民に対して、「きもの」の普及に関する事業を行い、和装の文化と次世代に伝える人材の育成に寄与することを目的とする。

北海道告示第915号
 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、次のとおり平成13年度製菓衛生師試験を実施する。
 平成13年5月22日

北海道知事 堀 達 也

1 試験の期日 平成13年10月5日（金） 午前10時から午後3時まで
 2 試験の場所 北海道知事 堀 達 也
 (1) 函館会場（渡島支庁管内及び檜山支庁管内在住者）
 函館市美原町4丁目6番16号 北海道渡島支庁3階講堂
 (2) 札幌会場（上記以外の者）
 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室

3 試験の科目
 (1) 衛生法規
 (2) 公衆衛生学
 (3) 食品衛生学
 (4) 食品衛生学
 (5) 栄養学
 (6) 製菓理論及び実技
 (注) いずれも筆記試験により行う。

4 受験資格
 次のいずれかに該当する者であること。
 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものであるもの
 (2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したものであるもの
 (3) 製菓衛生師法附則第2項に規定する者
 5 受験願書の提出先及び提出期間
 (1) 提出先 受験申請者は、次のとおり受験願書を提出すること。
 ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住

第 1 2 6 4 号

報 告 公 報 北 道

所地がある者については、最寄りの道立保健所又は支所に提出すること。

イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所がある者については、その市の保健所に提出すること。

ウ 道外に住所がある者については、北海道保健福祉部食品衛生課（専用郵便番号 060 - 8588）に提出すること。

平成13年7月23日（月）から8月28日（火）まで（郵送による場合は、平成13年8月28日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6 提出書類

(1) 受験願書 正副2通（受験願書を北海道保健福祉部食品衛生課に提出する者にあつては、1通。(2)において同じ。）

(2) 受験資格があることを証明する書類 正副2通

(3) 写真（縦4cm、横3cmで、出願前3か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したものの） 1葉

7 試験手数料 10,500円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書（正本）の所定の箇所にはり付け、受験申請者の印章又は署名により消印すること。

8 試験通知書 受験願書を受理したときは、受験上の留意事項を記載した試験通知書を本人あて送付する。

9 受験願書用紙の申込先 受験願書用紙を請求する者は、最寄りの保健所、支所又は北海道保健福祉部食品衛生課まで申し込むこと。

なお、郵送を希望する者は、その送付先を記した封筒（郵送料として80円に相当する切手をはり付けたもの）を添えて申し込むこと。

10 試験科目の一部免除 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができるので、受験願書の所定の欄にその旨記載するとともに、受験申請時に技能検定合格証書を持参すること（郵送による場合は、合格証書の写しを提出すること。）。

11 その他 受験に関する詳細については、最寄りの保健所又は北海道保健福祉部食品衛生課（電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 517）へ問い合わせること。

北海道告示第916号 国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成13年5月22日

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認定年月日
遠別町 地籍図・地籍簿	天塩郡 遠別町	字中央の一 部	平成10年4月22日から 平成13年3月19日まで	平成13. 5.14
幌延町 地籍図・地籍簿	天塩郡 幌延町	字北進の一 部	平成10年4月22日から 平成13年3月26日まで	同

北海道告示第917号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、栗沢土地改良区から、次のとおり役員の内出があった。

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 住	北海道知事 堀 達 也 所
平成13. 4. 23	理 事	松 田 正 勝	空知郡栗沢町字自協126番地	

北海道告示第918号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年5月9日、空知土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年5月22日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第919号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項により、道営土地改良（光栄北地区ほ場整備「担い手育成型」）（ほ場整備、農業用排水）事業の土地改良事業計画を定めた。その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成13年5月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月22日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第920号

雄々付・未寸定	第10号
同	第11号
同	第12号
同	第13号
同	第14号
同	第15号
同	第16号
同	第17号
同	第18号
同	第19号
同	第20号
同	第21号
同	第22号
同	第23号
同	第24号
同	第25号
興々付・未寸定	第1号
同	第2号
同	第3号
同	第4号
同	第5号
同	第6号
同	第7号
同	第8号
同	第9号
同	第10号
同	第11号
同	第12号
同	第13号
同	第14号
同	第15号
同	第16号
同	第17号
同	第18号
同	第19号

紋別郡興部町
地先

興部町

平成十三年五月二十日 火曜日

一四八

興たけ・ます定 同	第20号					
同	第21号					
同	第22号					
同	第23号					
紋さけ・ます定 同	第1号	紋別市地先	紋別市			
同	第2号					
同	第3号					
同	第4号					
同	第5号					
同	第6号					
同	第7号					
同	第8号					
同	第9号					
同	第10号					
同	第11号	紋別郡湧別町地先	湧別町			
同	第12号					
同	第13号					
同	第14号					
同	第15号					
同	第16号					
同	第17号					
同	第18号					
同	第19号					
同	第20号					
同	第21号					
湧さけ・ます定 同	第1号					
同	第2号					
同	第3号					
同	第4号					
同	第5号					
同	第6号					
同	第7号					
同	第8号					
同	第9号					
同	第10号					

湧さけ・未寸定	第11号
同	第12号
常さけ・未寸定	第1号
同	第2号
同	第3号
同	第4号
同	第5号
同	第6号
同	第7号
同	第8号
同	第9号
同	第10号
同	第11号
同	第12号
同	第13号
同	第14号
同	第15号
同	第16号
同	第17号
同	第18号
同	第19号
同	第20号
同	第21号
同	第22号
同	第23号
同	第24号
同	第25号
網さけ・未寸定	第1号
同	第2号
同	第3号
同	第4号
同	第5号
同	第6号
同	第7号
同	第8号

常呂郡常呂町
地先

佐呂間町
及び
常呂町

7月1日から
9月10日まで

網走市地先

網走市及び
小清水町浜
小清水

平成十三年五月二十日 火曜日

一五〇

網走市・本町	第9号
同	第10号
同	第11号
同	第12号
同	第13号
同	第14号
同	第15号
同	第16号
同	第17号
同	第18号
同	第19号
同	第20号
同	第21号
同	第22号
同	第23号
同	第24号
同	第25号
同	第26号
同	第27号
同	第28号
同	第29号
同	第30号
同	第31号
同	第32号
斜里市・本町	第1号
同	第2号
同	第3号
同	第4号
同	第5号
同	第6号
同	第7号
同	第8号
同	第9号
同	第10号
同	第11号

斜里郡小清水町地先

斜里郡斜里町地先

小清水町字
止別及び
斜里町

宇 寸 付 ・ 共 寸 定

- 第25号
- 第26号
- 第27号
- 第28号
- 第29号
- 第30号
- 第31号
- 第32号
- 第33号
- 第34号
- 第35号
- 第36号
- 第37号
- 第38号
- 第39号
- 第40号
- 第41号
- 第42号
- 第43号
- 第44号
- 第45号
- 第46号
- 第47号
- 第48号
- 第49号
- 第50号
- 第51号
- 第52号
- 第53号
- 第54号
- 第55号
- 第56号
- 第57号

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

第 四 二 六 一 号

北海道告示第 926 号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年5月22日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 保安林予定森林の所在 爾志郡熊石町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

熊石町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

熊石町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び熊石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在 瀬棚郡今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在 上磯郡上磯町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上磯町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 927 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年5月22日

北海道知事 堀 達 也

1 解除予定保安林の所在 石狩郡新篠津村5073の1（次の図に示す部分に限る。）

場所

2 保安林として指定され 風害の防備

た目的

3 解 除 の 理 由 用水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩支庁経済部林務課及び新篠津村役場に

備え置いて縦覧に供する。）

解 説 公 報

北海道告示第 928 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年 5月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除に係る保安林の所 河東郡音更町字万年西 1線51の4、51の14から51の16まで
在場所
- 2 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- 3 解除の理由 排水路用地とするため

北海道告示第 929 号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年 5月22日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- (2) 作業期間 平成13年 5月31日から7月6日まで
- (3) 作業地域 愛別町、標津町

- 2(1) 作業種類 基本測量（航空磁気測量）
- (2) 作業期間 平成13年 8月29日から9月14日まで
- (3) 作業地域 千歳市、大野町、七飯町、南茅部町、鹿部町、砂原町、森町、八雲町

北海道告示第 930 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成13年 5月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 起業者の名称 社会福祉法人 ボロソリ福祉会
- 2 事業の種類 デイサービスセンター「中札内恵津美ハイッ」、居住部門整備事業
- 3 起 業 地 北海道河西郡中札内村西2条南4丁目地内
- (1) 収用の部分 なし
- (2) 使用の部分 なし
- 4 起業地を表示する 中札内村役場
図面の縦覧場所

北海道告示第 931 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 5月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 留辺蘂浜佐呂間線
- 3 道路の区域 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

常呂郡佐呂間町字仁倉406番1地先から常呂郡佐呂間町字仁倉67番9地先まで	前	11.50mから46.50mまで	1,786.00m	—
常呂郡佐呂間町字浜佐呂間688番2地先から常呂郡佐呂間町字浜佐呂間502番地先まで	後	14.00mから58.00mまで	1,781.50m	—
	前	16.50mから34.50mまで	1,530.00m	—
	後	23.00mから40.50mまで	1,528.01m	—

北海道告示第 932 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成13年 5月22日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) しゅん功認可の年月日 平成13年 5月14日
- (2) しゅん功認可を受けた者
ア 氏名又は名称 北海道
イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也
(3) 埋 立 区 域 余市郡余市町豊浜町393番及び398番地先の公有水面
ア 位 置 域 次の①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
三等三角点湯内（北緯43度14分19秒 東経140度42分05

秒、X = - 84.472.69 Y = 36.670.76) から方向角46度44分24秒の方向1.282.43mの地点

- ②の地点 ①の地点から方向角33度18分56秒の方向8.48mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角339度15分55秒の方向15.76mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角358度21分48秒の方向10.50mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角347度49分25秒の方向31.91mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角57度49分59秒の方向7.51mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角38度09分26秒の方向5.16mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角98度50分44秒の方向42.47mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角186度54分54秒の方向4.73mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角278度52分56秒の方向11.20mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から方向角189度07分36秒の方向32.28mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から方向角99度22分15秒の方向8.23mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から方向角188度55分59秒の方向33.10mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から方向角98度49分02秒の方向6.13mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から方向角183度57分55秒の方向10.85mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から方向角278度05分51秒の方向2.48mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から方向角202度22分48秒の方向0.55mの地点

ウ 面 積

2,614.16㎡

(4) 免許年月日及び番号 昭和57年8月13日 港湾第130号指令

(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 余市町

2(1) しゅん功認可の年月日 平成13年5月14日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア 氏名又は名称 北海道

イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

(3) 埋 立 区 域

ア 位 置 余市郡余市町豊浜町393番及び398番地先の公有水面

イ 区 域 A 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と4の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 漁港原点No.3 (北緯43度14分48秒 東経140度42分47秒、

X = - 83.566.437 Y = 37.593.349) から方向角52度56分18秒の方向53.76mの地点

- 2の地点 1の地点から方向角8度56分03秒の方向2.32mの地点
- 3の地点 2の地点から方向角98度52分56秒の方向11.20mの地点
- 4の地点 3の地点から方向角188度58分21秒の方向2.31mの地点
- B 区域 次の5の地点から8の地点までを順次に結んだ線及び5の地点と8の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 漁港原点No.3 (北緯43度14分48秒 東経140度42分47秒、X = - 83.566.437 Y = 37.593.349) から方向角127度12分26秒の方向51.63mの地点
- 5の地点 5の地点から方向角8度55分59秒の方向33.10mの地点
- 6の地点 6の地点から方向角98度43分56秒の方向3.10mの地点
- 7の地点 7の地点から方向角183度41分29秒の方向33.24mの地点
- ウ 面 積 A区域 25.91㎡ B区域 152.74㎡ 計 178.65㎡
- (4) 免許年月日及び番号 平成10年7月23日 砂防第73 - 9号指令
- (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 余市町

北海道告示第933号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けた旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し3週間、公衆の縦覧に供する。 平成13年5月22日

1 出願の年月日 平成13年4月11日 北海道知事 堀 達也

2 出願のあった国の官庁

(1) 名 称 北海道開発局小樽開発建設部

(2) 住 所 小樽市潮見台1丁目15番5号

(3) 代表者の氏名 小樽開発建設部長 新藤 範義

3 埋 立 区 域

(1) 位 置 小樽市船浜町1番、2番、5番、6番2、7番4、7番6、14番及

第1264号

その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成13年5月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 栗山都市計画道路事業（3・4・7号角田通及び3・3・2号北町通）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所及び名称
- 4 事業地の所在 北海道夕張郡栗山町中央2丁目、松風2丁目及び3丁目並びに朝日2丁目及び3丁目地内

北海道告示第935号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道帯広土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成13年5月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・3・46号弥生新道及び3・4・36号常盤通）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所及び名称
- 4 事業地の所在 平成5年建設省告示第1527号の事業地のうち帯広市西17条南6丁目収用の部分 地内において事業地を変更する。

公

報

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成13年5月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 業務概要 (1) 業務名 北海道ポータルサイト構築事業

(2) 業務内容

次からなる「北海道ポータルサイト」の構築及び運営業務を委託する。

ア 行政・民間のオンライン手続や手続情報の入手をシームレスに行えるサイトの構築及び運営

イ 北海道の素晴らしさを道民が認識し、対外的にアピールし、経済効果をもたらすために分野ごとに情報を整理したカテゴリータサイトの構築及び運営

ウ 北海道の画像素材データベースの開発及び保守管理

エ 構築の履行期限及び運営期間

ア 構築の履行期限 平成13年10月15日（月）

イ 運用期間 構築した日から平成14年3月31日（日）まで

2 参加資格及び特定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 道内法人若しくは道内に営業拠点を有する法人であること。

イ 資本金が1,000万円以上であること。

ウ 過去3年（平成10年～12年度）に、インターネット環境で稼働するデータベース・システムの開発業務又はホームページ作成業務に係る契約を締結し、確実に履行した実績を有すること。

(2) プロポーザルの特定基準

ア 事業者の業務遂行能力等

イ 情報収集、ホームページ作成の考え方

ウ ポータルサイトの充実度

エ 機器構成

3 手続等

(1) 担当部局 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部情報政策課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 214

フククシミリ 011 - 232 - 3962

E-mail johokkaku@pref.hokkaido.jp

(2) プロポーザル説明書の交付期間及び交付場所

交付期間 平成13年5月22日（火）から28日（月）まで

（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時15分まで）

交付場所 (1)に同じ。

- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
提出期間 平成13年5月29日(火)午後5時15分(必着)
提出場所 (1)に同じ。
提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る。)
(4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び提出方法
提出期間 平成13年6月8日(金)午後5時15分(必着)
提出場所 (1)に同じ。
提出方法 持参
- 4 その他
 - (1) 契約書作成の要否
要
 - (2) 関連情報入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
 - (3) プロポーザルに関する説明
提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。
 - (4) その他留意事項
詳細は、プロポーザル説明書による。

建設工事に係る資料の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第26条の規定により、解体工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則を次のとおり定めた。

平成13年5月22日

北海道知事 堀 達也

1 解体工事業者登録簿閲覧所の場所

北海道解体工事業者登録簿 閲覧所	札幌市中央区北3条西6丁目 (北海道庁10階)	北海道建設部建設情報課内
石狩支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	札幌市中央区北3条西7丁目 (北海道庁別館6階)	北海道石狩支庁経済部建設指導課内
渡島支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	函館市美原町4丁目6番16号	北海道渡島支庁経済部建設指導課内
釧路支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	江差町字陣屋町336の3	北海道釧路支庁経済部建設指導課内
後志支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	倶知安町北1条東2丁目	北海道後志支庁経済部建設指導課内
空知支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	岩見沢市8条西5丁目	北海道空知支庁経済部建設指導課内

上川支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	旭川市永山6条19丁目303	北海道上川支庁経済部建設指導課内
留萌支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	留萌市住之江町2丁目1-2	北海道留萌支庁経済部建設指導課内
宗谷支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	稚内市未広4丁目2番27号	北海道宗谷支庁経済部建設指導課内
網走支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	網走市北7条西3丁目	北海道網走支庁経済部建設指導課内
胆振支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	室蘭市幸町9番11号	北海道胆振支庁経済部建設指導課内
日高支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	浦河町栄丘東通56号	北海道日高支庁経済部建設指導課内
十勝支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	帯広市東3条南3丁目1	北海道十勝支庁経済部建設指導課内
釧路支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	釧路市浦見2丁目2番54号	北海道釧路支庁経済部建設指導課内
根室支庁解体工事業者登録簿 閲覧所	根室市常盤町3丁目28番地	北海道根室支庁経済部建設指導課内

2 閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、建設工事に係る資料の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第26条の規定により、閲覧所における解体工事業者登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定める。

(閲覧時間)

第2条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。前項の規定にかかわらず、建設部建設情報課長又は支庁長(以下「建設情報課長等」という。)は、必要と認めるときは、閲覧時間を変更することができる。

3 前項の規定により閲覧時間を変更するときは、建設情報課長等は、閲覧所にその旨を掲示しなければならない。

(閲覧所の休日)

第3条 閲覧所の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、建設情報課長等は、閲覧所の運営上特別の必要があるときは、臨時に休所することができる。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

第1264号

(閲覧の手続)
第4条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧申込票に指定の事項を記入しなければならない。
 (持出しの禁止)
第5条 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。
 (閲覧の禁止又は中止)
第6条 建設情報課長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
 (1) この規則又は係員の指示に従わない者
 (2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがある者
 (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者
附 則
 この規則は、平成13年5月30日から施行する。

支 庁 報 告

北海道空知支庁告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成13年5月22日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 美幌市東4条南6丁目79番979 ほか8筆 水 元 秀 彰
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 美幌市東2条南5丁目1番15号 林建設株式会社 代表取締役 林 一男
- 3 開発許可年月日及び番号 平成12年8月9日 空建指第12-10号

道立教育研究所告示

北海道立教育研究所告示第4号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
 平成13年5月22日

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 北海道立教育研究所長 遠 藤 勲
 電子計算機の賃貸借 一式

- 2 随意契約の相手方を決定した日 平成13年4月2日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 日本電子計算機株式会社 (2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 4 随意契約に係る契約金額 122,693,940円
- 5 随意契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立教育研究所 (2) 住 所 北海道江別市文京台東町42番地

捜 査 隊 報 告 書

北海道警察本部告示第73号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成13年5月22日

- 1 自動車ガソリン等の落札者の決定 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量 北海道警察本部長 山 田 高 廣
 ア 落札に係る物品等の名称 自動車ガソリン 1ℓ当たりの単価
 自動車ガソリン JIS1号 1ℓ当たりの単価
 軽油 JIS2号 1ℓ当たりの単価
 ガソリンエンジン用オイル JIS1号 1ℓ当たりの単価
 デイゼルエンジン用オイル S G級マルチグレ・ドタイン 1ℓ当たりの単価
 数量（調達予定数量） C F級マルチグレ・ドタイン 1ℓ当たりの単価
 自動車ガソリン JIS1号 25,000ℓ
 自動車ガソリン JIS2号 1,128,000ℓ
 軽油 JIS1号 161,000ℓ
 ガソリンエンジン用オイル S G級マルチグレ・ドタイン 5,700ℓ

<p>ディーゼルエンジン用オイル CF級マルチグレード・ドタイン 1,800 ℓ</p>	<p>(2) 落札を決定した日 平成13年3月27日</p> <p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 北日本石油株式会社 イ 住 所 東京都中央区日本橋浜町2丁目14番5号</p> <p>(4) 落札金額 自動車ガソリン J I S 1号 1 ℓ 当たり116円 自動車ガソリン J I S 2号 1 ℓ 当たり102円 軽油 J I S 1号 1 ℓ 当たり 81円 ガソリンエンジン用オイル SG級マルチグレード・ドタイン 1 ℓ 当たり950円 ディーゼルエンジン用オイル CF級マルチグレード・ドタイン 1 ℓ 当たり700円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成13年北海道警察本部告示第15号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目</p> <p>2 航空タ・ビン燃料油の落札者の決定 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量 ア 落札に係る物品等の名称 航空タ・ビン燃料油 J I S 3号 1 ℓ 当たりの単価 イ 数量 (調達予定数量) 航空タ・ビン燃料油 J I S 3号 504,000 ℓ</p> <p>(2) 落札を決定した日 平成13年3月27日</p> <p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 国際航空給油株式会社 イ 住 所 東京都中央区日本橋大伝馬町3番2号</p> <p>(4) 落札金額 航空タ・ビン燃料油 J I S 3号 1 ℓ 当たり67円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p>
--	--

<p>(6) 一般競争入札の公告 平成13年北海道警察本部告示第16号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目</p>	
---	--

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリント
ト務
部海
株法
式制
会文
社書
社課
道